

出来事（2013年10月）

1. 食品添加物の新規指定

10月22日、酸化カルシウムが新に指定されました。（437品目）
酢酸カルシウム、ポリビニルピロリドンの指定及びイソプロパノールの使用基準の改正のためのWTO通報がなされました。さらに、アンモニウムイソバレレート、アドバンテーム（甘味料）、ひまわりレシチン、グルタミルバリルグリシン、 β -apo-8'-カロテナール、アスパラギナーゼ（*Aspergillus niger* ASP-72 株）等の指定、ビオチンの使用基準の改正のための健康影響評価等の手続きが継続されています。

尚、4月3日の薬事食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会で明らかにされた未承認・食品添加物「過酢酸製剤」の使用の問題に関して、分析法の開発とモニタリングの現状について厚労省に問い合わせたところ、「現在検討中であり、今後の動向については添加物部会にて報告させていただきます。」との回答をいただきました（9月20日）が、10月30日の添加物部会では報告されませんでした。

2. 食品表示法

6月28日に公布された食品表示法については、食品表示法施行令、食品表示基準（内閣府令）の案を策定する作業（検討）が消費者庁で鋭意進められています。11月6日の消費者委員会食品表示部会、11月7日の各団体への説明会で、食品表示基準の策定方針等が示されます。

3. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（16品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/idenishi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（57品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/idenishi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（4品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/idenishi/dl/list2.pdf>

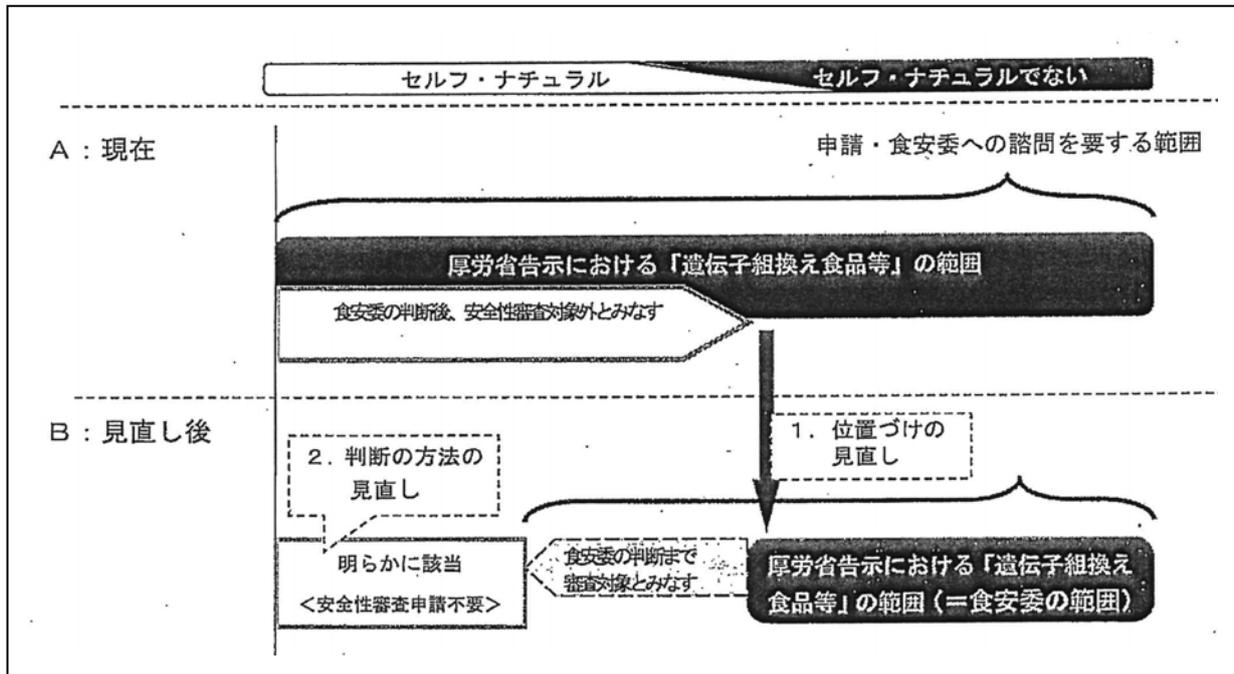
○組換え DNA 技術応用食品及び添加物の基準適合が確認された施設一覧

（1施設2品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/idenishi/dl/list4.pdf>

4. 厚労省 遺伝子組換え食品・食品添加物に対する方針の変更

9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 新開発食品調査部会 第2回 遺伝子組換え食品等調査会が開催され、事業者がセルフ・ナチュラルの判断を行なう案が示されました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002tccm-att/2r9852000002tch7.pdf>

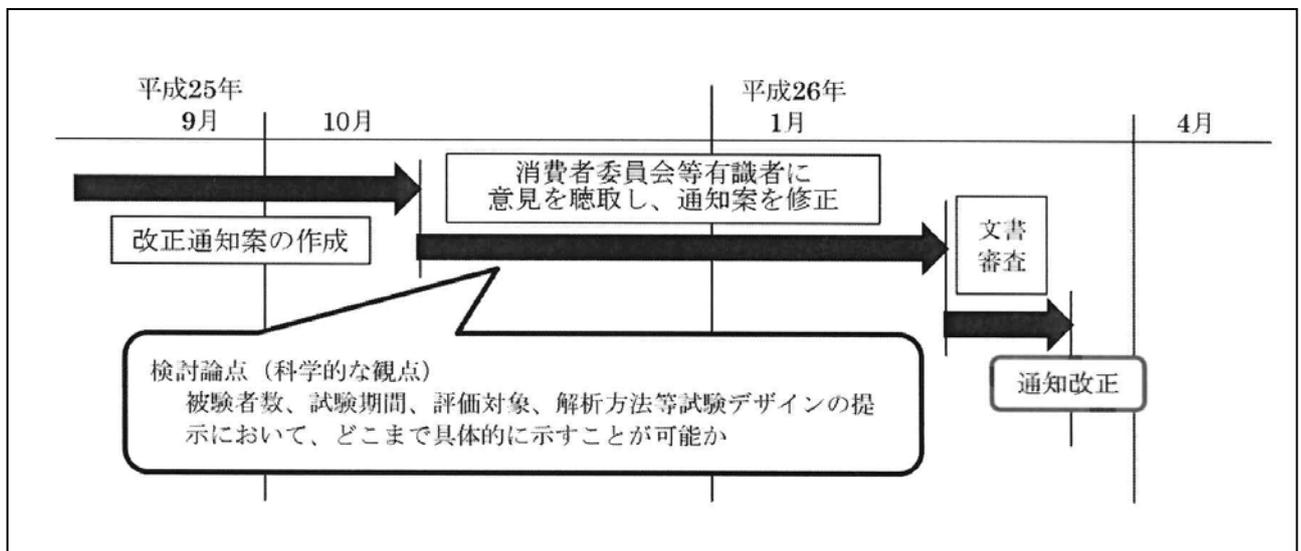


5. 消費者庁次長通知第 377 号と食品添加物公定書との齟齬

消費者庁次長通知第 377 号別添 1 に示された既存添加物収載品目リストで示された「基原・製法・本質」と第 8 版食品添加物公定書の定義との間で齟齬がある問題、あるいは別添 1 の「基原・製法・本質」に記載された内容と流通実態とが異なる問題を、監督官庁である消費者庁に連絡してきましたが、進展がありません。1 つの解決策は、第 9 版添加物公定書で賄うことが考えられますが、その公定書改定作業が大幅に遅延している模様です。

6. トクホのヒト試験のデザインの改定

9 月 30 日、消費者庁はトクホのヒト試験のデザインを改定し、より明確にするとしました。



7. 食品の放射能問題

1) 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限が頻繁に発令されます。

10月1日、青森県鮎ヶ沢町、福島県会津若松市、長野県小諸市で採取された野生きのこ

10月3日、福島県只見町、静岡県富士宮市及び富士市で採取された野生きのこ

10月9日、岩手県住田町で採取された野生きのこ

10月21日、長野県佐久穂町で採取された野生きのこ

2) 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（10月21日現在）

8. 食材の偽装問題

阪急阪神ホテルズに始まった食材の偽装問題は、多くのホテルに広がりました。小職の事務所も、10月28日に放送されたMBS（毎日放送）のヴォイスの取材を受けました。

9. 加藤化学株式会社に対する審判開始

10月11日、公正取引委員会が本年6月13日付けで行った「異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令」について、加藤化学株式会社から排除措置命令（平成25年（措）第7号及び第8号）及び課徴金納付命令（平成25年（納）第15号及び第24号）に係る審判請求が行われたため、本年10月9日、独占禁止法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始することとし、その旨を同社に通知したとのことです。
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/oct/131011_1.html

10. エリスリトールのアレルゲン

10月19日～20日に横浜で開催された第50回日本小児アレルギー学会のシンポジウムで、国立医薬品食品衛生研究所から、エリスリトールのアレルゲンについては、不純物に由来する可能性が指摘されました。

11. 遺伝子組換え型 Escherichia coli が産生した L-トリプトファン（味の素 Eurolysine SAS）

遺伝子組換え型 Escherichia coli が産生した L-トリプトファンは、最終産物に遺伝子組換えによる安全性の懸念はなく、非反芻動物に対しては適量での使用で安全であるが、反芻動物への遊離 L-トリプトファンの経口投与は避けるべきであるとされました。（EFSA J.）

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/3368.pdf>

12. カナダも食品安全の強化

JETROによれば、「カナダ人のための食品安全法」（Safe Food For Canadians Act:SFCA）

が、2012年11月に公布され、食品の安全の強化と輸入食品の管理の強化が図られているとのこと。日本の輸出事業者は、記録や予防管理計画の策定が義務付けられます。

本年4月21日に「輸入食品群商品規制」の原案が公布されました。75日間の公聴期間を経て改定版が公布されることになっています。10月8日時点では公布されていないようです。

13. 過塩素酸（ドイツ）

一般暫定基準に対するEFSAの提案は0.5mg/kg、BfRは、農薬と同一の0.05mg/kgと主張。
<http://www.bfr.bund.de/cm/349/eu-proposal-for-maximum-perchlorate-concentrations-in-foods-is-inadequate.pdf>

14. 輸入食品の違反事例

- ・ 双日株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。同様に、株式会社極洋がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.01ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - *エンロフロキサシンの残留問題は継続して生じている。
- ・ 株式会社イナブコトレーディングがイタリアタイから輸入した「ビスケット類」の行政検査で指定外添加物であるヨウ素化塩使用が判明し、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - *指定外添加物の使用問題も継続して生じている。
- ・ 日本福銘株式会社が中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：蒲焼うなぎ」の命令検査で、マラカイトグリーン 0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社 BCS が中国から輸入した「食品添加物：L-イソロイシンの自主検査で成分規格不適合（強熱残分 不適合 0.12%）とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

（作成：2013年11月1日）